

住 宅 型 有 料 老 人 ホ ー ム

おおはし苑 入居契約書

[目 次]

第 1 条	(目的)	第 33 条	(精算)
第 2 条	(目的施設の表示)	第 34 条	(身元引受人)
第 3 条	(契約の締結)	第 35 条	(事業者に通知を必要とする事項)
第 4 条	(各種サービス)	第 36 条	(身元引受人の変更)
第 5 条	(管理規程)	第 37 条	(返還金受取人)
第 6 条	(施設の管理、運営、報告)	第 38 条	(入居途中の契約当事者の追加)
第 7 条	(地域との協力)	第 39 条	(契約当事者以外の第三者の同居)
第 8 条	(入居者の権利)	第 40 条	(入居契約時の手続き)
第 9 条	(運営懇談会)	第 41 条	(費用計算起算日の変更)
第 10 条	(苦情処理)	第 42 条	(誠意処理)
第 11 条	(秘密保持)	第 43 条	(合意管轄)
第 12 条	(賠償責任)		
第 13 条	(介護等)		
第 14 条	(健康管理)		
第 15 条	(食事)		
第 16 条	(生活相談・助言)		
第 17 条	(生活サービス)		
第 18 条	(レクリエーション等)		
第 19 条	(使用上の注意)		
第 20 条	(禁止又は制限される行為)		
第 21 条	(修繕)		
第 22 条	(居室への立ち入り)		
第 23 条	(月払い利用料)		
第 24 条	(食費)		
第 25 条	(費用の支払い方法)		
第 26 条	(費用の改定)		
第 27 条	(契約の終了)		
第 28 条	(事業者からの契約解除)		
第 29 条	(入居者からの解除)		
第 30 条	(明け渡し及び原状回復)		
第 31 条	(財産の引き取り等)		
第 32 条	(契約終了後の居室の使用に 伴う実費精算)		

住宅型有料老人ホーム おおはし苑 入居契約書

入居者_____様（以下、「甲」という。）と、住宅型有料老人ホーム「おおはし苑」（以下、「乙」という。）とは、下記のとおり入居に関する契約（以下、「本契約」という。）を締結します。

（目 的）

第1条 事業者は、入居者に対し、老人福祉法、その他関係法令、福岡県有料老人ホーム設置運営指導指針を遵守し、本契約の定めに従い、入居者に対し次の各号に掲げる施設を「利用権方式」で利用する権利を与え、各種サービスを提供します。

2 入居者は、本契約の定めを承認するとともに、事業者に対し、本契約に定める各種サービスの提供に係る費用の支払いに同意します。

（目的施設の表示）

第2条 入居者が居住する居室及び他の入居者と併用する施設（以下、「施設」といいます。）は、重要事項説明書及び管理規程に定めるとおりとします。

（契約の締結）

第3条 入居者は、契約の終了がない限り、本契約の規定に従い、居住を目的として居室及び共用施設を利用することができます。

2 入居者は、施設の全部または一部についての所有権を有しません。

3 入居者は、第三者に対し、次に掲げる行為を行うことはできません。

- 一、居室の全部又は一部を転貸すること
- 二、施設を利用する権利を譲渡すること
- 三、他の入居者が居住する居室と交換すること
- 四、その他上記各号に類する行為又は処分を行うこと

（各種サービス）

第4条 事業者は、入居者に対して、次に掲げる各種サービスを提供します。

- 一、食事サービス
- 二、生活サービス
- 三、健康管理サービス
- 四、入退院時、入院中の支援サービス
- 五、生活相談・助言サービス
- 六、レクリエーション
- 七、その他支援サービス

2 事業者は、入居者のために医師に対する往診の依頼、通院の付き添いや入院の手続き代行等援助は行いますが、治療行為は行いません。なお、医療を受けるにあたって医療に要する費用は、すべて入居者の負担となります。

- 3 入居者は、第三者に対して、次に掲げる行為を行うことはできません。
- 一、本契約に基づくサービスを受ける権利の全部又は一部を譲渡すること
 - 二、その他上記に類する行為又は処分を行うこと

(管理規程)

第5条 事業者は、本契約の詳細等を規定する管理規程を作成し、入居者・事業者共にこれを遵守するものとします。

- 2 前項の管理規程は、本契約と別に定める事項の他、次に掲げる項目を含んだものとします。
- 一、居室数及び入居者の定員
 - 二、本契約に定める各種サービスの内容及びその費用負担の内容
 - 三、入居者が医療を要する場合の対応及び協力医療機関、協力歯科医療機関の名称並びに所在地、交通の便、診療科目
 - 四、事故・災害並びに入居者の急病・負傷の場合の具体的な対応方法及び定期的に行われる訓練等の内容
- 3 管理規程は、本契約の趣旨に反しない範囲で、事業者において改定することができるものとします。この場合事業者は、本契約第9条に定める運営懇談会の意見を聴いた上で、改定を行うものとします。

(施設の管理、運営、報告)

第6条 事業者は、支配人その他必要な職員を配置して施設の維持管理を行うと共に、本契約に定める各種サービスの提供及び入居者のために必要な業務を処理し、施設の運営を行うものとします。

- 2 事業者は、以下に掲げる事項に関して帳簿を作成し、2年間保存するものとします。
- 一、利用料その他入居者が負担する費用の受領の記録
 - 二、入居者に提供したサービスの内容
 - 三、緊急やむを得ず行った身体拘束の記録
 - 四、サービスの提供等により生じた入居者及びその家族等からの苦情の内容
 - 五、サービスの提供等により生じた事故の状況及び処置の内容
 - 六、サービスの提供を他の事業者に委託した場合の当該事業者の名称、所在地、契約の内容及び実施状況
- 3 事業者は、入居者に対し、次に掲げる事項を報告するものとします。
- 一、毎会計年度終了後4ヶ月以内に行う事業者の決算報告
 - 二、過去1年以内の時点における施設の運営状況、年間の入退去者数及び入居者の状況、要支援者及び要介護者の状況、サービスの提供状況、施設の収支状況、職員の数及び資格保有状況等

(地域との協力)

第7条 事業者は、施設の運営にあたっては、地域及び地域住民との交流を図るとともに、地方自治体が実施する相談又は苦情処理等に係る業務に協力することとします。

(入居者の権利)

第8条 入居者は、提供されるサービスについて、次に掲げる権利を有します。入居者はこれらの権利を行使することにより、事業者から不利益な取り扱いや差別的な待遇を受けることはありません。

- 一、可能なかぎりのプライバシーの尊重

二、個人情報の保護

三、入居者自らが選ぶ医師、弁護士、その他の専門家といつでも相談等することができます。ただし、それにより生じた費用は入居者が負担するものとします。

四、緊急やむを得ない場合をのぞいた身体拘束その他の行動を制限されることはありません。

五、施設の運営に支障がない限り、入居者個人の衣類や家具等備品を居室内に持ち込むことができます。

六、事業者及び提供するサービスに対する苦情をいつでも事業者、行政機関等に対して申し出ることができます。

（運営懇談会）

第9条 事業者は、施設の運営等に関して、意見交換の場として運営懇談会を行います。

2 事業者は、運営懇談会について、管理規程等に必要な事項を定めるものとします。

（苦情処理）

第10条 入居者は、事業者及び提供するサービスに対する苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情受付の手続き及び記録方法について管理規程等で定め、迅速かつ誠実に対応すると共に、適切な解決に努めます。

3 事業者は、入居者が苦情申立を行ったことを理由に何らの不利益な扱いをすることはありません。

（秘密保持）

第11条 事業者は、業務上で知り得た入居者及びその家族の個人情報について、個人情報保護法を遵守し、入居者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合又は入居者等からの事前の同意がある場合を除いて、契約期間中、契約終了後にかかわらず第三者に漏らすことはありません。

（賠償責任）

第12条 事業者は、サービスの提供にあたって、事故が発生し入居者の生命・身体・財産に損害が生じた場合は、直ちに必要な措置を講じ、不可抗力による場合を除き、速やかに入居者に対して必要な損害賠償を行います。ただし、入居者側に故意又は重大な過失がある場合は賠償額を減じることがあります。

2 事業者は、事故の状況及びその処置等について記録をします。

（介護等）

第13条 事業者が運営する施設は住宅型有料老人ホームに該当するため、入居者が、直接介護が必要となった場合でも、サービスを提供することはありません。介護を必要とする入居者は、個別に介護サービス事業者と契約して、居室又は共用施設においてサービスを受けることができます。

2 事業者は、入居者により適切なサービスを提供するため、必要と判断する場合は、提供する場所を施設内において変更する場合があります。

3 前項の変更を行う場合、次に掲げる手続きを書面にて行うものとします。

一、事業者の指定する医師（協力医療機関）の意見を聴取する

二、入居者及びその家族の意見を聴取する

4 事業者は、居室の住み替えにより入居者の権利や利用料金等に重大な変更が生じる場合は、前項の手続きとあわせ、次に掲げる手続きを書面で行うものとします。

一、緊急やむを得ない場合を除いて、一定の観察期間を設ける

二、住み替え後の居室の概要、費用負担の増減等について、入居者及び身元引受人等に説明を行う

三、入居者の同意を得る。ただし、入居者が自ら判断できない状況にある場合にあっては、身元引受人等の同意を得る

(健康管理)

第 14 条 事業者は、入居者の日常の健康状態に留意し、重要事項説明書等に定めたサービスを提供し、入居者が健康を維持するように助力します。

(食 事)

第 15 条 事業者は、原則として施設内の食堂等において、1 日 3 食の食事を提供できる体制を整え、入居者に食事を提供します。

(生活相談・助言)

第 16 条 事業者は、入居者からの一般的に対応や照会が可能な相談や助言を受け、入居者の生活全般に関する諸問題の解決に努めます。

(生活サービス)

第 17 条 事業者は、提供する生活サービスについて重要事項説明書等に明示し、適切なサービスを提供します。

(レクリエーション等)

第 18 条 事業者は、施設内において一般的に行うことができる運動・娯楽等のレクリエーション及び事業者が実施するイベント等について、利用又は参加する場合の料金等の内容を重要事項説明書等に明示し、適切なサービスを提供します。

(使用上の注意)

第 19 条 入居者は施設及び敷地等の利用に関し、その本来の用途に従って、善良なる管理者の注意をもって利用するものとします。

(禁止又は制限される行為)

第 20 条 入居者は、施設の利用にあたり、次に掲げる行為を行うことはできません。

一、銃砲刀剣類、爆発物、発火物、有毒物等の危険な物品等を搬入、使用、保管すること。

二、大型の金庫、その他重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。

三、排水管その他を腐食させるおそれのある液体等を流すこと。

四、テレビ等の操作、楽器の演奏その他により、大音量等で近隣に著しい迷惑を与えること。

五、猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動植物を飼育すること。

2 入居者は施設の利用にあたり、事業者の承諾を得ることなく、次に掲げる行為を行うことはできません。また、事業者は既に承諾した行為であっても、他の入居者等からの苦情その

他の場合に、その承諾を取り消すことがあります。

- 一、観賞用の小鳥、魚等を飼育すること。
 - 二、犬、猫等の動物を施設又は敷地内で飼育すること。
 - 三、居室及びあらかじめ定められた場所以外の共用施設及び施設内に物品を置くこと。
 - 四、施設内において営利その他の目的による勧誘、販売、宣伝、広告等の活動を行うこと。
 - 五、施設の増築、改築、移転、改造、模様替え、居室の造作の改造等を伴う模様替え、敷地内における工作物を設置すること。
 - 六、その他、事業者がその承諾を必要として管理規程等に定める行為を行うこと。
- 3 入居者は施設の利用にあたり、次に掲げる事項について、あらかじめ事業者と協議することとします。事業者は、基本的な考え方を管理規程等に定めることとします。
- 一、入居者が1ヶ月以上居室を不在にする場合の居室の保全、連絡の方法、費用の負担及び支払い方法
 - 二、入居者が付き添い、介助、看護等の目的で家族及び第三者を居室内に居住させる場合の費用の負担及び支払い方法
- 4 入居者が前各号の規定に違反等し、事業者又は他の入居者等の第三者に損害を与えた場合、入居者は、当該第三者に対して損害賠償責任が生じることがあります。

(修 繕)

- 第 21 条 事業者は、入居者が施設を利用するために必要な修繕を行います。入居者の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は入居者が負担するものとします。
- 2 前項の規定に基づき事業者が修繕を行う場合には、事業者はあらかじめ入居者に通知します。入居者は正当な理由がある場合を除き、その修繕の実施を拒否することはできません。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、居室内の軽微な修繕に係る費用負担等について、管理規程等に定めることとします。
 - 4 費用の負担について疑義が生じたときは、事業者と入居者が協議の上決定することとします。

(居室への立ち入り)

- 第 22 条 事業者は、施設の保全、衛生管理、防犯、防火、防災その他管理上特に必要があるときは、あらかじめ入居者の承諾を得て、居室内への立ち入り又は必要な措置を行うことができます。この場合、入居者は、正当な理由がある場合を除き、事業者の立ち入りを拒否することはできません。
- 2 事業者は、火災、災害その他により入居者又は第三者の生命、財産に重大な支障をきたす緊急のおそれがある場合には、あらかじめ入居者の承諾を得ることなく、居室内に立ち入ることができるものとします。この場合、事業者は入居者の不在時に立ち入ったときは、立ち入り後、速やかにその理由と経過を入居者に報告するものとします。

(月払い利用料)

- 第 23 条 入居者は、入居後翌月以降、事業者に対して、重要事項説明書等に記載する月払い利用料を支払うものとします。その詳細については、管理規程に定めます。

(食 費)

第 24 条 入居者は、事業者から食事の提供を受けた場合には、管理規程に定める食費を支払うものとします。

(費用の支払い方法)

第 25 条 事業者は、利用料その他費用の支払い方法等について、管理規定等に必要な事項を定めることとします。

(費用の改定)

第 26 条 事業者は、利用料等入居者が支払うべき費用を改定することがあります。

2 事業者は、前項の費用の改定にあたっては、施設が所在する自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し、運営懇談会の意見を聴いた上で改定するものとします。

3 入居者が支払うべき費用を改定する場合は、あらかじめ事業者は入居者及び身元引受人等に通知します。

(契約の終了)

第 27 条 次の各号のいずれかに該当する場合に本契約は終了するものとします。

- 一、事業者が第31条に基づき解除を勧告し、予告期間が満了したとき。
- 二、入居者が第32条に基づき解除を行ったとき。

(事業者からの契約解除)

第 28 条 事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことが本契約を将来にわたって維持することが社会通念状著しく困難と認められる場合に、本契約を解除することがあります。

- 一、入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき。
- 二、月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき。
- 三、第20条の規定に違反したとき。
- 四、入居者の行動が、他の入居者又は職員の生命に危害を及ぼし、又はその危害の切迫したおそれがあり、かつ施設における通常の接遇方法等ではこれを防止することができないとき。

2 前項の規定に基づく契約の解除の場合、事業者は次の各号に掲げる手続きを書面で行います。

- 一、契約解除の通告について90日の勧告期間をおく。
- 二、前号の通告に先立って入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける。
- 三、解除勧告の予告期間中に入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等と協議し、移転先の確保に協力する。

3 本条1項第四号によって契約を解除する場合は、事業者は前項のほか、書面にて次の手続きを行います。

- 一、医師の意見を聴く
- 二、一定の観察期間をおく

(入居者からの解除)

第 29 条 入居者は、事業者に対して 30 日前に解除の申し入れを行うことにより本契約を解除することができます。解約の申し入れは事業者の定める解約届を事業者に届け出るものとします。

- 2 入居者が前項の解約届を提出せず居室を退去した場合、事業者が退去の事実を知った日の翌日から起算して 30 日目をもって、本契約は解除されたものとします。

(明け渡し及び原状回復)

第 30 条 入居者及び身元引受人等は、本契約が終了した場合、直ちに居室を明け渡すこととします。

- 2 入居者等は、居室明け渡しの場合、通常の使用に伴い生じた居室の消耗を除き、原状回復することとします。
- 3 入居者等並びに事業者は、前項の入居者等が負担して行う原状回復の内容及び方法について協議するものとします。

(財産の引き取り等)

第 31 条 事業者は、本契約の終了後における入居者の所有物等を善良なる管理者の注意をもって保管し、入居者又は身元引受人等にその旨を連絡します。

- 2 入居者又は身元引受人等は、本契約終了後日の翌日から起算して 30 日以内に入居者の所有物等を引き取るものとします。
- 3 事業者は、入居者又は身元引受人等に対して、前項の引き取り期限を書面により通知します。
- 4 事業者は、引き取り期限経過後に残置された所有物等について、入居者及び身元引受人等がその所有権を放棄したものとみなし、入居者又は身元引受人等の負担により適宜処分することができるものとします。

(契約終了後の居室の使用に伴う実費精算)

第 32 条 入居者は、契約終了日までに居室を事業者に明け渡さなければなりません。明け渡さない場合、入居者は契約終了日の翌日から起算し、明け渡し日までの管理費相当額を事業者に支払うものとします。

(清 算)

第 33 条 本契約が終了した場合において、事業者又は入居者に支払債務がある場合は、事業者は、債務の額や返還金の内訳を入居者及び身元引受人等に明示し、清算して退去するものとします。

(身元引受人)

第 34 条 入居者は、身元引受人をあらかじめ定めるものとします。ただし、身元引受人を定めることができない相当の理由があると認められる場合には、定めなくともよいこととします。

- 2 身元引受人は、本契約に基づく入居者の事業者に対する債務について、入居者と連帯して履行の責を負うとともに、事業者と協議し、必要なときは入居者の身柄を引き取るものとします。

- 3 事業者は、入居者の生活において必要な場合には、身元引受人への連絡及び協議等に努めなければなりません。
- 4 事業者は、入居者が要介護状態等にある場合には、入居者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況等を定期的に身元引受人に連絡するものとします。
- 5 身元引受人は、入居者が死亡した場合に遺体及び慰留金品を引きとるものとします。

(事業者へ通知を必要とする事項)

第 35 条 入居者又は身元引受人は、次に掲げる事項を含め、管理規定に規定された事業者への通知が必要な事項が発生した場合は、遅滞なく事業者へ通知するものとします。

- 一、入居者若しくは身元引受人の氏名が変更した場合
- 二、身元引受人又は返還金の受取人が死亡した場合
- 三、入居者若しくは身元引受人について、成年後見制度による後見人、補佐人、補助人の審判があった場合、又は破産の申立て（自己申立てを含む）、強制執行、仮差押え、仮処分、競売、民事再生法等の申立てを受け、若しくは申立てをした場合
- 四、入居者が「任意後見契約に関する法律」に基づき任意後見契約を締結した場合

(身元引受人の変更)

第 36 条 事業者は、身元引受人が前条第二号又は第三号の規定に該当することとなった場合には、入居者に対して新たな身元引受人を定めることを請求することがあります。

- 2 入居者は、前項の請求を受けた場合には、身元引受人を新たに定めるものとします。

(返還金受取人)

第 37 条 入居者は、返還金受取人をあらかじめ定めるものとします。

- 2 前項に規定する返還金受取人は、身元引受人が兼ねることができます。

(入居途中の契約当事者の追加)

第 38 条 入居者が契約後若しくは既に入居している場合に、入居者は事業者に対して、契約当事者の追加を申し出ることができます。ただし、事業者は申し出を拒否することができるものとします。

- 2 追加入居者は、施設の利用及び各種サービスを享受し、直接に本契約に定める義務を負います。入居者と追加入居者は、本契約に基づく金銭債務につき、互いに相手方の連帯債務者となります。
- 3 事業者が追加入居者の申し出を承認する場合には、入居者及び事業者は協議の上、必要な事項について、別に追加契約を文書により締結するものとします。

(契約当事者以外の第三者の同居)

第 39 条 入居者は入居者以外の第三者を付き添い、介助、看護等のため、入居者の居室内に居住させようとする場合は、事業者に対してその旨を申し出ることができます。ただし、事業者はその申し出を拒否することができるものとします。

- 2 事業者が契約当事者以外の第三者の同居を承諾する場合は、入居者及び事業者は協議の上、必要な事項について、別に文書にて確認するものとします。

(入居契約時の手続き)

第 40 条 入居者等から入居申し込みがなされ、事業者における入居審査を経て、事業者の承諾がなされた後に契約当事者間で入居契約が締結されます。本契約締結後、入居者は事業者に対して、表題部に定める入居までに支払う費用を支払うものとします。

2 事業者は、本契約の締結に際し、入居者等が契約内容を十分理解した上で契約を締結できるよう、十分な時間的余裕を持って、重要事項説明書に基づき契約内容の説明を行います。説明を行った者及び説明を受けた入居者等の双方は、重要事項説明書の所定欄に記名押印して、それぞれが保管することとします。

3 事業者は、本施設が介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護の指定を受けない住宅型有料老人ホームであることを入居者等に理解させ、入居者が要支援、要介護となった場合において施設における介護保険法に基づく介護サービスは行わず、同サービスが必要となった場合には、入居者が個々に訪問介護事業者等と契約を締結することなどが必要となることを十分に説明します。また、入居者が訪問介護事業所等を選定する際は、施設は、周辺事業者等を紹介するなど協力するものとします。

4 事業者は、訪問介護事業所等を施設に併設若しくは隣接して設置している場合において、入居者が他の訪問介護事業所を選択し契約した場合においても、入居者に対して不利益が生じるものではないことを十分に説明します。

(費用計算起算日の変更)

第 41 条 事業者又は入居者が、表題部に記載の各起算日の変更を希望する場合は、その旨を直ちに相手方に書面により通知し、協議を行うこととします。

(誠意処理)

第 42 条 本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈については、事業者並びに入居者は協議し、誠意をもって処理することとします。

(合意管轄)

第 43 条 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、福岡地方裁判所行橋支部をもって第一審管轄裁判所とすることを、事業者並びに入居者はあらかじめ合意します。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、甲乙各署名押印して1通ずつを保有します。

契約締結日 令和 年 月 日

甲 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

返還金受取人 住 所 _____
(返還金の設定がある場合)

氏 名 _____ (印)

契約立会人等の第三者 住 所 _____
(該当がある場合)

続柄 () 氏 名 _____ (印)

乙 住 所 福岡県行橋市東大橋4丁目2-5
法 人 名 社会福祉法人 光和苑
施 設 名 住宅型有料老人ホーム おおはし 苑
代表者名 管 理 者 金 丸 英 人 (印)

重要事項説明書

記入年月日	2025 年 4 月 1 日
記入者名	金丸 英人
所属・職名	管理者

1. 設置者概要

種類	個人 / 法人	※法人の場合、その種類	社会福祉法人
名称	(ふりがな)		

2. 有料老人ホーム事業の概要

名称	(ふりがな) じゅうたくがたゆうりょうろうじんほーむ おおはしえん 住 宅 型 有 料 老 人 ホ ー ム お お は し 苑		
所在地	〒824－0002	福岡県行橋市東大橋4丁目2-5	
建物名	高齢者複合型施設 おおはし苑		
主な利用交通手段	最寄駅	行橋駅	
	最寄駅からの交通手段と所要時間	JR日豊線行橋駅東口から行橋バイパス国道10号線方向へ直進、金屋交差点左折、東大橋二丁目交差点右折。車で約10分	
連絡先	電話番号	0930-28-8228	
	FAX番号	0930-28-8216	
	ホームページアドレス	なし	
	メールアドレス	oohashien@oregano.ocn.ne.jp	
管理者	氏名	金丸 英人	
	職名	管 理 者	
建物の竣工日		2014年 3月 27日	
有料老人ホーム事業の開始日		2014年 4月 1日	

(類型)【表示事項】

1 介護付 (一般型特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合)		
2 介護付 (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合)		
☒ 3 住宅型		
☐ 4 健康型		
※1又は2に該当する場合	介護保険事業者番号	
	指定した自治体名	
	事業所の指定日	平成 年 月 日
	指定の更新日 (直近)	平成 年 月 日

3. 建物概要

土地	敷地面積	4151.67 m ²				
	所有関係	☒ 1 設置者が自ら全てを所有する土地 ☐ 2 設置者が自ら一部を所有・一部を賃借する土地 ☐ 3 設置者が賃借する土地				
		※ 1 又は 2 に該当する場合				
		抵当権の有無		有 / 無		
		※ 2 又は 3 に該当する場合				
		契約期間	有 (年 月 日 ~ 年 月 日) / 無			
契約の自動更新		有 / 無				
建物	規模	2 階建		1 棟		
		延床面積	全体	2925.02 m ²		
	うち、有料老人ホーム部分		742.94 m ²			
	構造	☒ 1 鉄筋コンクリート造 ☐ 2 鉄骨造 ☐ 3 木造 ☐ 4 その他 ()				
		耐火構造	☐ 1 耐火建築物 ☒ 2 準耐火建築物 ☐ 3 その他 ()			
			所有関係	☒ 1 設置者が自ら所有する建物 ☐ 2 設置者が賃借する建物		
				※ 1 に該当する場合		
	抵当権の有無			☒ 有 / 無		
	※ 2 に該当する場合					
	契約期間	有 (年 月 日 ~ 年 月 日) / 無				
契約の自動更新		有 / 無				

居室の状況	居室区分 【表示事項】	☒ 1 全室個室 ☐ 2 相部屋あり					
		※ 2 に該当する場合					
		最小	人部屋		最大	人部屋	
		便所	浴室	台所	面積	室数・戸数	区分※
	タイプ 1	☒ 有 / ☐ 無	☒ 有 / ☐ 無	☒ 有 / ☐ 無	14.65 m ²	2	一般居室個室
	タイプ 2	☒ 有 / ☐ 無	☒ 有 / ☐ 無	☒ 有 / ☐ 無	14.75 m ²	16	一般居室個室
	タイプ 3	☐ 有 / ☐ 無	☐ 有 / ☐ 無	☐ 有 / ☐ 無	m ²		
	タイプ 4	☐ 有 / ☐ 無	☐ 有 / ☐ 無	☐ 有 / ☐ 無	m ²		
	タイプ 5	☐ 有 / ☐ 無	☐ 有 / ☐ 無	☐ 有 / ☐ 無	m ²		
	※ 「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一時介護室」のいずれかを記入。						
共用施設	共用便所における便房	2 か所	うち男女別の対応が可能な便房		0 か所		
			うち車椅子等の対応が可能な便房		2 か所		
	共用浴室	2 か所	個室		2 か所		
			大浴場		0 か所		
			共用浴室に設置された介助	か所	チェア一浴		2 か所
リフト浴		0 か所					

	浴槽		ストレッチャー浴	0 か所
			その他 ()	0 か所
	食堂			☒ 有 / ☐ 無
	入居者や家族が利用できる調理設備			☒ 有 / ☐ 無
	エレベーター ※複数選択可	1 あり (車椅子対応) ☒ 2 あり (ストレッチャー対応) 3 あり (上記 1・2 に該当しない) 4 なし		
消防用設備等	消火器			☒ 有 / ☐ 無
	自動火災報知設備			☒ 有 / ☐ 無
	火災通報設備			☒ 有 / ☐ 無
	スプリンクラー			☒ 有 / ☐ 無
	防火管理者			☒ 有 / ☐ 無
	防災計画			☒ 有 / ☐ 無
緊急通報装置等	居室			☒ 有 / ☐ 無
	便所			☒ 有 / ☐ 無
	浴室			☒ 有 / ☐ 無
	その他			
その他				

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営の方針	1. 人間尊重 本人の意思を尊重し、自己表現を援助する。 2. 社会自立 自立した社会生活が営めるように愛情をもって支援する。 3. 開かれた施設 地域社会とのふれあいで理解と協力を得ながら地域との密着した施設を目指す。
サービスの提供内容に関する特色	ご利用者様に“自分らしさ”を大切に営んでいただけるよう自立支援をふまえ、やさしく細やかなサポートを行います。明るく広々としたコミュニティホールでは、地域の方々との交流の場としてはもちろんのこと、年間を通じ様々なイベントを開催しご利用者様に楽しんでもらっています。
入浴、排せつ又は食事の介護	1 サービスの提供あり（設置者が実施） ☒ 2 サービスの提供あり（設置者以外が実施） 3 サービスの提供なし
食事の提供	1 サービスの提供あり（設置者が実施） ☒ 2 サービスの提供あり（設置者以外が実施） 3 サービスの提供なし
洗濯、掃除等の家事の供与	1 サービスの提供あり（設置者が実施） ☒ 2 サービスの提供あり（設置者以外が実施） 3 サービスの提供なし
健康管理の供与	1 サービスの提供あり（設置者が実施） ☒ 2 サービスの提供あり（設置者以外が実施） 3 サービスの提供なし
安否確認又は状況把握サービス	☒ 1 サービスの提供あり（設置者が実施） 2 サービスの提供あり（設置者以外が実施） 3 サービスの提供なし
生活相談サービス	☒ 1 サービスの提供あり（設置者が実施） 2 サービスの提供あり（設置者以外が実施） 3 サービスの提供なし

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の加算 の対象となるサービスの体制の 有無	入居継続支援加算		有 / 無
	生活機能向上連携加算		有 / 無
	個別機能訓練加算		有 / 無
	夜間看護体制加算		有 / 無
	若年性認知症入居者受入加算		有 / 無
	医療機関連携加算		有 / 無
	口腔衛生管理体制加算		有 / 無
	栄養スクリーニング加算		有 / 無
	退院・退所時連携加算		有 / 無
	看取り介護加算		有 / 無
	認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	
		(Ⅱ)	
	サービス提供体制強化加算	(Ⅰ) イ	
		(Ⅰ) ロ	
		(Ⅱ)	
		(Ⅲ)	
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無			有 / 無
※有の場合、介護・看護職員の配置率			: 1

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可		1	救急車の手配	
		2	入退院の付き添い	
		3	通院介助	
		4	その他（ 訪問診療医の確保 ）	
協力医療機関	1	名称	医療法人 くまがえ内科医院	
		住所	福岡県行橋市中津熊 309-1	
		診療科目	内科、呼吸器内科、消化器内科、胃腸内科、循環器内科	
		協力内容	1. 入院加療が必要な場合は、入院の支援を行う。	
	2	名称	社会医療法人 陽明会 小波瀬病院	
		住所	福岡県京都郡苅田町新津 1598 番地	
		診療科目	内科・外科等、21 科	
		協力内容	1. 入院加療が必要な場合は、入院の支援を行う。	
協力歯科医療機関	名称	仲西歯科医院		
	住所	福岡県行橋市中央 3 丁目 4 番地 7 号		
	協力内容	1. 検診、訪問診療、その他口腔内、健康維持の為の医療協力		

(入居後に居室を住み替える場合)

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可		1 一時介護室へ移る場合 2 介護居室へ移る場合 3 その他 (なし)	
判断基準の内容		入居者の心身の状況及び安全面を配慮し、居室を変更することがあります。	
手続きの内容		1. ホームが協力医療機関の医師の意見を聴きます。 2. 数日間の観察期間を置きます。 3. 本人・身元引受人の同意を得た上で変更します。	
追加的費用の有無		有 / 無	
居室利用権の取扱い		住み替え後の居室に移行	
前払金償却の調整の有無		有 / 無	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	有 / 無	
	便所の変更	有 / 無	
	浴室の変更	有 / 無	
	洗面所の変更	有 / 無	
	台所の変更	有 / 無	
	その他の変更	有 / 無 ※有の場合、変更内容	

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】 ※複数選択可	1 自立している者 2 要支援の者 3 要介護の者		
留意事項	以下に該当する方は、入居をお断りする場合があります。 1. 感染症を罹病している方 2. 自称・他害のおそれのある方		
契約の解除の内容	入居契約書第 29 条及び第 30 条に定める通りです。		
設置者から解約を求める場合	解約条項	入居契約書第 28 条に定める通りです。	
	解約予告期間	90 日	
入居者からの解約予告期間	30 日		
体験入居	有 / 無		
	※有の場合、内容	1 日 1 人につき 3500 円 (食事付) 期間上限：出来るだけご要望に応じます ので、お気軽にご相談下さい。	
入居定員	18 人		
その他			

5 職員体制

※有料老人ホームの職員について記載する。(同一法人が運営する他の事業所と有料老人ホームを兼業する職員も記載することがある。)

(職種別の職員数)

	職員数 (実人数)			常勤換算人数※
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1	1		0.5
生活相談員				
直接処遇職員				
うち介護職員				
うち看護職員				
機能訓練指導員				
計画作成担当者				
栄養士				
調理員				
事務員				
その他職員				
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 ※2				時間
※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除する事により、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。				
※2 特定施設入所者生活介護等を提供しない場合は、記入不要				

(介護職員が有している資格の総数)

	合計		
		常勤	非常勤
社会福祉士			
介護福祉士	1	1	
実務者研修の修了者			
初任者研修の修了者			
介護支援専門員			

(機能訓練指導員が有している資格の総数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師			
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復士			
あん摩マッサージ指圧師			

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間		16 時～9 時
	平均人数	最小时人数（休憩者等を除く）
看護職員	0 人	0 人
介護職員	0 人	0 人

※夜間は小規模多機能型ホーム おおはし苑の職員が対応

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合（一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能）	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	1 1.5 : 1 以上 2 2 : 1 以上 3 2.5 : 1 以上 4 3 : 1 以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数：常勤換算職員数)	
※広告、パンフレット等における記載内容と合致すること		
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制（外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略可能）	有料老人ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名所	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務								☐ 有 / ☐ 無	
	業務に係る資格等								☐ 有 / ☐ 無	
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度 1 年間の採用数										
前年度 1 年間の退職者数										
応じた業務に従事した経験年数に 業務に従事した職員の人数	1 年未満									
	1 年以上									
	3 年未満									
	3 年以上									
	5 年未満									
	5 年以上									
	10 年未満									
	10 年以上									
従業者の健康診断の実施状況									☐ 有 / ☐ 無	

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態		利用権方式
利用料金の支払い方式		月払い方式
年齢に応じた金額設定		有 / ☐ 無
要介護状態に応じた金額設定		有 / ☐ 無
入院等による不在等における利用料金（月払い）の取扱い		日割り計算で減額
利用料金の改定	条件	消費者物価指数および人件費、委託費等を勘案のうえ改定する場合がある。
	手続き	
		運営懇談会の意見を聴く。

(利用料金のプラン)

			プラン 1	プラン 2
入居者の状況※ 1	要介護度		要支援 1～要介護 5	要支援 1～要介護 5
	年齢		65 歳以上	65 歳以上
居室の状況※ 2			タイプ	タイプ
床面積			14.65 m ²	14.75 m ²
便所			☐ 有 / ☐ 無	☐ 有 / ☐ 無
浴室			☐ 有 / ☐ 無	☐ 有 / ☐ 無
台所			☐ 有 / ☐ 無	☐ 有 / ☐ 無
入居時点で必要な費用	前払金※ 3		0 円	0 円
	敷金		0 円	0 円
月額費用の合計※ 4			87800 円	87800 円
家賃			32000 円	32000 円
サービス費用	特定施設入居者生活介護等の費用		円	円
	介護保険外	食費	46500 円	46500 円
		管理費	5000 円	5000 円
		介護費用※ 5	円	円
		光熱水費	6100 円	6100 円
		その他	円	円
都度払いとなるサービス			☐ 有 / ☐ 無	☐ 有 / ☐ 無
※ 1 入居者の状況に応じて複数の月額プランを設定している場合は、サービス費用が最低価格となるプラン及び最高価格となるプランを含めて記載しています。				
※ 2 居室の状況に応じて複数の月額プランを設定している場合は、家賃が最低価格となるプラン、最高価格となるプラン及び最多室数・戸数となるプランを含めて記載しています。				
※ 3 利用料金の支払い方式が選択方式の場合は、前払金の有無以外の条件が同一となる 2 つのプランを含めて記載しています。				
※ 4 月ごとの利用日数に応じて月額プランを設定している場合は、利用日数を 30 日として記載しています。				
※ 5 有料老人ホーム事業として受領する費用のみを記載しています。（訪問介護などの介護保険サービスに係る介護費用は、設置者によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していません。）				

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	建設費、設備費用、家賃、大規模修繕費等修繕費、借入利息を含む当該施設の開発等に関わる総費用
敷金	なし
介護費用	なし ※介護保険サービスの自己負担額は含まない
管理費	事務管理部門の人件費及び事務費、要支援者および要介護者に対する日常生活支援サービス提供にかかる人件費
食費	委託費※原材料費、人件費、直接・間接経費、運営手数料に基づいて算出しています。内訳（朝食：420 円 昼食：570 円 夕食：560 円）
光熱水費	共有施設、居室内電気・水道代等 （個人の選択により持ち込まれた電化製品については電気料金のみ別途負担）
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添 2
その他のサービス利用料	※おむつ代等の日常生活費や放送受信料、電話代等の利用者の嗜好による経費を記載する

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は、省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護等に対する自己負担	
特定施設入居者生活介護等における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）	

(前払金の受領)

※前払金を受領していない場合は、省略可能

算定根拠		
想定居住期間（償却年月数）		か月
償却の開始日		入居日
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）		円
初期償却率		%
返還金の算定方法	入居後 3 月以内の契約終了	
	入居後 3 月を越えた契約終了	
前払金の保全先	1 連帯保証を行う銀行等の名称	
	2 信託契約を行う信託会社等の名称	
	3 保証保険を行う保険会社の名称	
	4 全国有料老人ホーム協会	
	5 その他（ ）	

7. 入居者の状況

(入居者の人数)

性別	男性	6 人	女性	12 人
年齢別	65 歳未満	1 人	65 歳以上 75 歳未満	3 人
	75 歳以上 85 歳未満	3 人	85 歳以上	12 人
要介護度別	自立	0 人	要支援 1	1 人
	要支援 2	2 人	要介護 1	8 人
	要介護 2	4 人	要介護 3	2 人
	要介護 4	1 人	要介護 5	0 人
入居期間別	6 か月未満	4 人	6 か月以上 1 年未満	1 人
	1 年以上 5 年未満	9 人	5 年以上 10 年未満	4 人
	10 年以上 15 年未満	0 人	15 年以上	0 人

(入居者の属性)

平均年齢	84.2 歳
入居者数の合計	18 人
入居率※	100%
※入居者数の合計を入居定員数で除して得られる割合。 なお、一時的に不在となっている者も入居者に含みます。	

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	0 人	社会福祉施設	0 人
	医療機関	6 人	死亡者	0 人
	その他	0 人		
生前解約の状況	施設側の申し出	0 人		
		(解約事由の例)		
	入居者側の申し出	6 人		
		(解約事由の例)	・ 退院の目途が立たない為	

8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)

窓口の名称		苦情受付責任者 金丸 英人	苦情受付担当者 堀本 和澄
電話番号		0930-22-2711	0930-22-2711
対応時間	平日	9:00～17:00	9:00～17:00
定休日		土日祝祭日	土日祝祭日
窓口の名称		第三者委員 宮下 直美	第三者委員 平野 文男
電話番号		090-4359-2066	090-2508-8113
対応時間	平日	9:00～17:00	9:00～17:00
定休日		土日祝祭日	土日祝祭日
窓口の名称		行橋市介護保険課	
電話番号		0930-25-1111	
対応時間	平日	9:00～17:00	
定休日		土日祝祭日	

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	1 加入済み 2 未加入		
	※1の場合	加入する保険会社の名称	損害保険ジャパン日本興亜(株)
		加入する保険の名称	賠償責任保険
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	1 対応あり(事故対応及びその予防のための指針あり) 2 対応あり(事故対応及びその予防のための指針なし) 3 対応なし		

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等 利用者の意見等を把握する取組の 状況	1 取組あり 2 取組なし		
	※1の場合	実施日・開始日	令和 年 月 日
		結果の開示	1 あり() 2 なし
	1 実施済み 2 未実施		
第三者による評価の実施状況	※1の場合	実施日	令和 年 月 日
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり() 2 なし

9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1 入居希望者に公開	2 入居希望者に交付	3 公開していない
管理規定	1 入居希望者に公開	2 入居希望者に交付	3 公開していない
事業収支計画書	1 入居希望者に公開	2 入居希望者に交付	3 公開していない
財務諸表の要旨	1 入居希望者に公開	2 入居希望者に交付	3 公開していない
財務諸表の原本	1 入居希望者に公開	2 入居希望者に交付	3 公開していない

10. その他

運営懇談会	未設置（代替措置あり）	
	開催頻度	年 回
	代替措置の内容	2 か月に 1 度地域密着型サービス運営推進会議にて住宅型有料老人ホームの現状報告を行う。
提携ホームへの移行【表示事項】	移行なし	
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する届出	届出あり	
有料老人ホーム設置運営指導指針「6. 規模及び構造設備」への適合状況 ※複数選択可	不適事項なし	

添付書類：別添 1（別に実施する介護サービス一覧表）

別添 2（個別選択による介護サービス一覧表）

※ _____様

説明年月日 令和 年 月 日

説明者署名 _____

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

別添 1 設置者が福岡県内で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類	事業所の名称	所在地
<居宅サービス> 有 / ☒ 無		
<地域密着型サービス>		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	有 / ☒ 無	
夜間対応型訪問介護	有 / ☒ 無	
認知症対応型通所介護	有 / ☒ 無	
小規模多機能型居宅介護	☒ 有 / 無	小規模多機能型ホーム おおはし苑
認知症対応型共同生活介護	☒ 有 / 無	グループホーム かすみそう
地域密着型特定施設入居者生活介護	有 / ☒ 無	
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	☒ 有 / 無	特別養護老人ホーム おおはし苑
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	☒ 有 / 無	特別養護老人ホーム いなみつ苑
看護小規模多機能型居宅介護	有 / ☒ 無	
地域密着型通所介護	有 / ☒ 無	
居宅介護支援	有 / ☒ 無	
<居宅介護予防サービス> 有 / ☒ 無		
<地域密着型介護予防サービス>		
介護予防認知症対応型通所介護	有 / ☒ 無	
介護予防小規模多機能型居宅介護	☒ 有 / 無	小規模多機能型ホーム おおはし苑
介護予防認知症対応型共同生活介護	☒ 有 / 無	グループホーム かすみそう
介護予防支援	有 / ☒ 無	
<介護福祉施設>		
介護老人福祉施設	☒ 有 / 無	特別養護老人ホーム あじさい
介護老人福祉施設	☒ 有 / 無	特別養護老人ホーム そえだ
介護老人保健施設	有 / ☒ 無	
介護療養型医療施設	有 / ☒ 無	

別添2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無						有 / 無
	特定施設入居者生活介護 費で実施するサービス （利用者一部負担※1）	個別の利用料で実施するサービス （利用者が 全額負担）				備 考※4
		包含 ※2	都度 ※2	料金※3		
介護サービス						
食事介助	有 / 無	有 / 無				外部事業所
排泄介助・おむつ 交換	有 / 無	有 / 無				外部事業所
おむつ代		有 / 無				外部事業所
入浴（一般浴）介 助・清拭	有 / 無	有 / 無				外部事業所
特浴介助	有 / 無	有 / 無				外部事業所
身辺介助（移動・ 着替え等）	有 / 無	有 / 無				外部事業所
機能訓練	有 / 無	有 / 無				外部事業所
通院介助	有 / 無	有 / 無				外部事業所 ※市内の病医院
生活サービス						
居室清掃	有 / 無	有 / 無				設置者及び外部事業所
リネン交換	有 / 無	有 / 無			2000 円 / 月	設置者及び外部事業所
日常の洗濯	有 / 無	有 / 無			2000 円 / 月	設置者及び外部事業所
居室配膳・下膳	有 / 無	有 / 無				設置者及び外部事業所
入居者の嗜好に応 じた特別な食事		有 / 無				実施しない
おやつ		有 / 無				外部事業所
理美容師による理 美容サービス		有 / 無			1000 円 / 回	外部からの訪問理美容
買い物代行	有 / 無	有 / 無				外部事業所
役所手続き代行	有 / 無	有 / 無				外部事業所
金銭・貯金管理		有 / 無				実施しない
健康管理サービス						
定期健康診断		有 / 無				希望者のみ実施
健康相談	有 / 無	有 / 無				設置者及び外部事業所
生活指導・栄養指 導	有 / 無	有 / 無				設置者及び外部事業所
服薬支援	有 / 無	有 / 無				設置者及び外部事業所
生活リズムの記録 （排便・睡眠等）	有 / 無	有 / 無				日誌等に記録
入退院時・入院中のサービス						
移送サービス	有 / 無	有 / 無				設置者及び外部事業者 ※行橋市内の病院
入退院時の同行	有 / 無	有 / 無				設置者及び外部事業者 ※行橋市内の病院
入院中の洗濯物交 換・買い物	有 / 無	有 / 無				設置者及び外部事業者 ※行橋市内の病
入院中の見舞い訪 問	有 / 無	有 / 無				設置者及び外部事業者 ※行橋市内の病院

※1 利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（1割又は2割の利用者負担）。

※2 「有」の場合は、各種サービスの費用が、月額の利用料に包含される場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、該当する欄に「○」を記入する。

※3 都度払いの場合は、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

※4 サービスの範囲や条件を明確に記入する。

個人情報使用同意書

私（契約者本人及び家族）の個人情報につきまして、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意致します。

1. 使用目的：契約者の情報を各種行政機関に求められる場合及び入退院時、退所時等連絡調整に必要な場合。
2. 使用する範囲：各種行政機関病院等の医療機関介護保険施設
3. 使用する期間：入所時より利用者が当施設を退所するまで。
4. 条件：①個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外に漏れる事の無い様細心の注意を払うものとする。
②個人の情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録する。

令和 年 月 日

社会福祉法人 光和苑
住宅型有料老人ホーム おおはし苑 殿

契約者

住所_____

氏名_____⑩

身元引受人（本人とともに契約を確認した親族）又は契約者の成年後見人

住所_____

氏名_____⑩

【入所時リスク説明書】

地域密着型高齢者複合型施設

おおはし苑

施設長 金丸 英人

入所者： _____ 様 年齢 歳 性別 _____

説明担当者

当施設では利用者が快適な入所生活を送られますように、安全な環境作りに努めております。しかしながら、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因となって、下記に上げたような危険性がございます。

そこで利用者の方にはそもそもこのような危険性があること、それらによって事故が発生した場合、当施設の明らかな故意・過失が認められない限り、賠償責任に応じかねますこと、十分にご理解いただきますようお願い申し上げます。

《高齢者の特徴に関して》（ご確認くださいましたら□にチェックをお願いします。）

- ☐ 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- ☐ 原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性あります。
- ☐ 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ☐ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- ☐ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲あっても、皮下出血が来やすい状態にあります。
- ☐ 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- ☐ 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- ☐ 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

なお、説明でわからないことがあれば、遠慮なくお尋ねください。

私は、上記項目について、地域密着型高齢者複合型施設 おおはし苑の説明担当者より、入所者の貴施設利用時のリスクについて説明を受け、十分に理解しました。

令和 年 月 日

御家族 _____ 印（続柄 _____）